

独立行政法人海技教育機構海上就業規則

平成28年4月1日
海技教育機構規程第33号

最終改正 令和7年3月26日海技教育機構規程第22号

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 服務
 - 第1節 勤務心得（第5条－第18条）
 - 第2節 乗組員（第19条－第25条）
 - 第3節 削除
 - 第4節 予備船員（第27条）
- 第3章 勤務時間等
 - 第1節 勤務時間、休日等（第28条－第32条）
 - 第2節 休日（第33条－第36条）
 - 第3節 記録簿等（第37条－第40条）
 - 第4節 休暇等（第41条－第51条）
 - 第5節 女性船員（第52条－第57条）
 - 第6節 定員（第58条）
- 第4章 人事
 - 第1節 採用（第59条－第63条）
 - 第2節 異動（第64条－第66条）
 - 第3節 昇任及び降任（第67条・第68条）
 - 第4節 休職及び復職（第69条－第72条）
 - 第5節 解雇及び退職（第73条－第80条）
- 第5章 出張・研修・派遣等（第81条－第83条）
- 第6章 給与（第84条）
- 第7章 退職手当（第85条）
- 第8章 賞罰
 - 第1節 表彰（第86条）
 - 第2節 懲戒等（第87条－第93条）
- 第9章 勤務成績の評価（第94条）
- 第10章 被服（第95条）
- 第11章 安全衛生（第96条－第105条）
- 第12章 宿舍（第106条）
- 第13章 共済組合（第107条）
- 第14章 災害補償（第108条）
- 第15章 倫理（第109条）
- 第16章 旅費（第110条）

第17章 在宅勤務等（第111条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、船員法（昭和22年法律第100号）第97条第1項の規定に基づき独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の船員の就業に関し必要な事項を定め、もって職場の秩序の維持を図り、業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 この規則に定める事項のほか、船員の就業に関する事項については、船員法その他の法令の定めによる。

（適用範囲）

第2条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第26条に基づき、独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第6条第1項に規定する理事長（以下「理事長」という。）に任命された者のうち別表第4に記載される練習船の乗組員及び予備船員に適用する。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めによる。

（1）船員 前条に規定される練習船の乗組員及び予備船員をいう。

（2）乗組員 前条に規定される練習船に乗り組む船長、機関長、専任教官及び次に掲げる職員及び部員をいう。

ア 職員 航海士、機関士、通信長、通信士、事務長、事務員及び船医をいう。

イ 部員 船長、機関長、専任教官及び職員以外の者をいう。

（3）予備船員 前条に規定される練習船に乗り組むため雇用されている船員のうち次の者をいう。

ア 艀装員 練習船の艀装に関する業務に従事する者

イ 研修員 職務に必要な知識、技術、技能等を修得するため研修中の者

ウ 休暇員 休暇中又は請暇中の次の者

・陸上休暇員 年次休暇及び休日を連続し、まとめて取得する者

・特別休暇員 特別休暇を申請し許可された者

・請暇員 乗組員のうち海外渡航を申請し、承認された者

エ 待機員 自宅で乗船命令を待っている者

オ 係船員 練習船の係船に関する業務に従事する者

カ 傷病員 負傷又は疾病のため病気休暇中の者

キ 休業員 育児休業中又は介護休業中の者

ク 休職員 休職期間中又は出勤停止期間中の者

ケ 陸上支援員 陸上の執務場所に勤務し、練習船に対する業務支援、または教育訓練の援助を行う者

（権限の委任）

第4条 理事長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

第2章 服務

第1節 勤務心得

(服務)

第5条 船員は、機構が担う業務の重要性を認識するとともに、職務上の責務を自覚し、常に業務の正常な運営を確保するため、職場の秩序を維持し、全力を挙げて職務に専念しなければならない。

(法令及び上司の命令に従う義務)

第6条 船員は、その職務を遂行するに当たって、法令、機構の規程等（以下「法令等」という。）に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 船員は、その職の信用を傷つけ、又は機構の不名誉となるような行為をしてはならない。

(利得行為の禁止)

第8条 船員は、職務に関して、自己又は他人のために利益を図ってはならず、又はみだりに金銭物品の寄贈、供応その他の利益を受けてはならない。

(秘密を守る義務)

第9条 船員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 船員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、理事長の許可を受けなければならない。

3 前各項の規定は、退職又は解雇された後も同様とする。

(練習船の物品等の取扱使用に対する注意義務)

第10条 船員は、その取扱使用に係る機械器具、練習船の物品の管理、使用等については、常に周到な注意を払い、破損、亡失等のないように時々これを検査又は試用して良好な状態に置くようにしなければならない。

(執務場所の秩序維持)

第11条 船員は、執務場所における秩序を維持し、又は事故の発生を予防するため、職務上関係のない者をみだりに執務場所に立ち入らしめてはならない。

(兼業)

第12条 船員は、理事長の承認を得た場合を除いては、他の職務又は業務を兼ねてはならない。

2 前項に関し必要な事項は海技教育機構職員兼業規程（平成28年規程第30号）に定める。

(集会等)

第13条 船員は、船内等において、演説、集会、貼紙、掲示、ビラの配布その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

(ハラスメントの禁止)

第14条 船員は、人権侵害及びハラスメントをいかなる形においても行ってはならない。また、常にこれらの防止に努めなければならない。

2 前項に関し必要な事項は、独立行政法人海技教育機構ハラスメント防止等に関する規程（平成28年規程第28号）で定める。

（組合活動）

第15条 船員は、勤務時間中に組合活動をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、組合活動のための勤務しない日又は時間について、あらかじめその都度、理事長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 労使協議会に労働組合の代表として参加する場合
- (2) その他労働協約で定められた事項を行う場合
- (3) 労働組合の規約上の議決機関にその構成員として出席する場合
- (4) 組合の業務に従事する場合

（政的行為の届出等）

第16条 船員は、国会議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の選挙に立候補したとき及び当選の告知後は直ちに理事長に届け出なければならない。

2 船員は、国務大臣、国会議員、地方公共団体の長又は地方公共団体の議員となる時は、退職しなければならない。

（機構の財産等の保守）

第17条 船員は、機構の財産又は物品の愛護節用に勤め、いやしくも不当にこれを廃棄し、毀損し、亡失し、又は私用に供してはならない。

（職員証明書の携帯）

第18条 船員は、所定の職員証明書を携帯しなければならない。

第2節 乗組員

（意見の具申）

第19条 乗組員が意見を具申するときは、職制を通じて行わなければならない。

（実習生に対する配慮）

第20条 乗組員は、実習生に対し常に親愛の念をもって接し、良好な教育環境を作るように努めなければならない。

（遵守事項）

第21条 乗組員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 上長（命令系統の上位にある者をいう。）の職務上の命令に従うこと。
- (2) 職務を怠り、又は他の乗組員の職務を妨げないこと。
- (3) 船長の指定する時刻までに練習船に乗り込むこと。
- (4) 船長の許可なく練習船を去らないこと。
- (5) 船長の許可なく端艇その他重要な属具を使用しないこと。
- (6) 船内の食料又は清水を濫費しないこと。
- (7) 船長の許可なく電気若しくは火気を使用し、又は禁止された場所で喫煙しないこと。
- (8) 船長の許可なく日用品以外の物品を船内に持ち込み、又は船内から持ち出さないこと。

- (9) 船内において争闘、乱酔その他粗暴の行為をしないこと。
- (10) 船長の許可なく居室の改装、配線、模様替等をしないこと。
- (11) 凶器、爆発物その他危険物を所持しないこと。
- (12) 定められた基準によらないで練習船から油や廃棄物を排出しないこと。
- (13) 外地において、我が国の威信を損するような行為をしないこと。
- (14) その他船内の秩序を乱すような行為をしないこと。

(服制)

第22条 乗組員の服制については、独立行政法人海技教育機構船員服制（平成28年規程第38号）で定める。

(着用期間)

第23条 制服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、船長は、天候その他の事由によりこれを変更することができる。

- (1) 冬服（10月1日から翌年5月31日まで）
- (2) 夏服（6月1日から9月30日まで）

(着用基準)

第24条 服装着用の基準は、次のとおりとする。

- (1) 勤務時間中の乗組員は、第22条に規定する服制による被服を着用しなければならない。
- (2) 船橋上又は甲板上においては、不体裁な服装は、慎まねばならない。

(その他の服務に関する事項)

第25条 この節に定めるもののほか、乗組員の服務に関し必要な事項については、独立行政法人海技教育機構乗務員服務規則（平成28年規程第34号）で定める。

第3節 削除

第26条 削除

第4節 予備船員

(予備船員)

第27条 第3条第4号に規定する予備船員のうち、休暇員、待機員、傷病員、休業員及び休職員は、理事長から海技資格や現状の確認などがあつた場合、当該事項について遅滞なく回答又は報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、予備船員の服務に関し必要な事項については、別に定める。

第3章 勤務時間等

第1節 勤務時間、休日等

(基準労働期間)

第28条 船員の基準労働期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(勤務時間)

第29条 船員の勤務時間は、1日につき8時間とし、前条の基準労働期間について、1週間当たり平均40時間とする。

2 勤務時間の割振りについては、乗組員については別表第1のとおりとする。

3 予備船員のうち艀装員、研修員、係船員及び陸上支援員の勤務時間の割振りについては、別表第3のとおりとする。

4 理事長は、業務上必要があるときは、第2項及び前項に規定する勤務時間の割振りを変更することができる。

5 理事長は、前2項の規定にかかわらず、予備船員のうち陸上支援員については、早出遅出勤務（始業時刻及び終業時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせることができるものとする。

6 第2項及び第4項に定める勤務時間の割振り及び変更の詳細については、船員法第66条の2及び船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第44条の2に規定する通常配置表を作成の上船内に掲示し、乗組員に明示しなければならない。

（通常の勤務場所を離れて勤務する船員の勤務時間）

第30条 船員が、業務の都合等で通常の勤務場所を離れて勤務する場合において、勤務時間を算定し難いときは、所定の勤務時間を勤務したものとみなす。

（時間外及び休日勤務）

第31条 理事長は、船員法第64条に規定する臨時又は特別の必要がある場合は、船員に対し所定の勤務時間を超え、又は休日に勤務を命じることができる。

2 理事長は、時間外及び休日労働に関する労使協定に基づき、船員に対し勤務時間外又は休日に勤務を命じることができる。ただし、勤務時間外又は休日における勤務は、あらかじめ理事長が職員代表と締結し、所轄地方運輸局長に届け出た書面による協定に定める範囲内とする。

（例外規定）

第32条 第28条から前条まで及び第33条の規定は、乗組員が人命、練習船若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合には、これを適用しない。

第2節 休日

（休日）

第33条 船員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

（1）基準労働期間を通し、1週間当たり2日の休日（以下「公休日」という。）

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。次号において「祝日法」という。）に規定する休日

（3）12月31日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）

（4）その他理事長が特に指定する日

（公休日の割振り）

第34条 理事長は、練習船の運航形態その他実情に合わせて、公休日を割り振り、その旨を船員に通知しなければならない。

2 理事長は、公休日に勤務を命ずる必要が生じた場合、公休日の割振りを変更するこ

とができる。なお、割振りの変更を行う場合においては、その旨を当該船員に対し速やかに通知しなければならない。

(休日の振替)

第35条 理事長は、船員に対し第33条第2号から第4号に定める休日に勤務を命ずる場合には、あらかじめ当該休日を他の勤務日と振り替えることができる。

2 前項の規定により振り替えることができる日は、原則として当該勤務を命じた休日の属する1週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）以内における勤務日とする。

3 前項に定める休日の振替が困難な場合には、勤務を命ずる必要がある休日を起算日とする4週間前の日から8週間後の日までの期間内における所定の勤務日と振り替えるものとする。

(補償休日の報酬)

第36条 船員法第61条の規定により、第33条第1号に定める公休日のうち、基準労働期間を通し、1週間当たり1日の公休日については補償休日とする。

2 前項に定める補償休日を与えるべき船員が、当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、船員法第63条の規定によりその船員に与えるべき補償休日の日数に応じ、報酬を支給する。

3 補償休日の報酬に係る給与の取扱は、独立行政法人海技教育機構職員給与規程（平成28年規程第41号、以下「給与規程」という。）で定める。

第3節 記録簿等

(労務管理記録簿の備置)

第37条 理事長は、本部内に労務管理記録簿を備え置いて、乗組員の勤務時間管理及び休暇管理を行わなければならない。

2 理事長は、乗組員に対し、その求めに応じて、前項の勤務時間記録簿の写しを交付しなければならない。

(労務管理責任者)

第37条の2 理事長は、船員法及び関係法令に定める労務管理責任者を選任しなければならない。

2 労務管理責任者は、以下の事項を管理しなければならない。

(1) 労務管理記録簿の作成及び備置きに関する事項

(2) 船員の勤務時間の状況の把握に関する事項

(3) 船員の健康状態の把握に関する事項

(4) 船員からの職業生活に関する相談に関する事項その他法令で定める事項

3 労務管理責任者は、船員の勤務時間、作業による心身への負荷その他の船員の状況に鑑み、勤務時間の短縮、休日又は有給休暇の付与、乗り組む船舶の変更その他法令で定める措置を講ずる必要があるときは、理事長に対しその旨の意見を述べるものとする。

4 理事長は、前項の規定による労務管理責任者の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、法令で定めるところにより、船員の健康状態その他の実情を考慮して、そ

の措置のうち適切なものを講じなければならない。

- 5 理事長は、労務管理責任者について、必要な研修を受けさせることその他第二項に規定する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

(出勤)

第38条 乗組員、予備船員のうち艀装員、研修員、係船員及び陸上支援員(以下「乗組員等」という)が就業開始時又は出退勤したときには、出勤簿に自ら必要な記録を適宜の方法で行う又は勤怠管理システムへ打刻するとともに、乗組員は就業開始及び終了時には、適切な方法により時刻及び作業内容を記録しなければならない。

- 2 乗組員等が外勤するときは、あらかじめ外勤簿に所定の事項を記入し、外勤命令を受けなければならない。

(遅刻等)

第39条 乗組員等が遅刻、早退、欠勤又は勤務時間中に外出する場合には、あらかじめ事由を付して理事長に届け出なければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して届け出なければならない。

(休暇簿)

第40条 理事長は、各種休暇簿を作成し、労務管理記録簿とあわせて船員の休暇管理を行わなければならない。

第4節 休暇等

(有給休暇)

第41条 船員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

- 2 前項に規定する年次休暇とは、船員法第74条に定める有給休暇をいう。

(年次休暇)

第42条 船員の年次休暇は、基準労働期間における船員としての勤務期間(乗船期間及び予備船員(休職員及び職務外の負傷疾病による傷病員を除く。))の期間をいう。)

1年につき25日とする。

ただし、当該期間が1年に満たない場合は、次表に掲げる日数とする。

勤 務 期 間	日 数
1月以上2月未満	2日
2月以上3月未満	5日
3月以上4月未満	7日
4月以上5月未満	10日
5月以上6月未満	12日
6月以上7月未満	15日
7月以上8月未満	16日
8月以上9月未満	18日
9月以上10月未満	20日

10月以上11月未満	21日
11月以上12月未満	23日

- 2 年次休暇は1日又は半日を単位とし、半日単位の年次休暇を日に換算する場合には、2回をもって1日とする。
- 3 予備船員については、特に必要があると認められる場合は1時間を単位とすることができる。この場合において、時間単位の年次休暇を日に換算する場合には、8時間をもって1日とする。
- 4 予め任期を定めて雇用される船員のうち、当該基準労働期間の途中で採用となり、かつ、翌基準労働期間の途中で任期満了予定の船員については、基準労働期間を問わず任期を全て通算することとし、通算した期間に応じて前項に掲げる表の年次休暇日数とする。この場合において、通算した期間が1年を超えるときは、25日に1年を超える期間に応じて前項に掲げる表の休暇日数を加算した日数とする。
- 5 練習船の行動その他の事情により第1項の規定に基づく年次休暇を当該基準労働期間内に付与できない場合（第4項に掲げる職員を除く）は、25日を超えない範囲内の残日数を限度として次の基準労働期間に繰り越すことができる。
- 6 女性船員が第52条第1項及び第3項の規定により勤務しない期間は、勤務期間とみなす。
- 7 船員としての勤務期間が中断した場合において、その中断の事由が船員の故意又は過失によるものでなく、かつ、その中断の期間の合計が1年当たり6週間を超えないときは、その中断の期間は、船員が当該期間の前後の勤務と連続して勤務した期間とみなす。

（年次休暇の手続）

- 第43条 船員は、年次休暇を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入又は勤怠管理システムへ所定の事項を入力し、理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求しなければならない。
- 2 理事長は、船員から請求された時期または期間を年次休暇とすることにより、業務の運営に支障があると予想されるときは、当該船員と協議の上、休暇時期を変更または休暇期間を分割することができる。

（年次休暇中の報酬）

- 第44条 船員が、第42条に定める年次休暇を付与される前に解雇され、又は退職したときは、その船員の休暇日数に応じ報酬を支給する。船員が船員でなくなった場合においても同様とする。
- 2 年次休暇中の報酬に係る給与の取扱は、給与規程で定める。

（病気休暇）

- 第45条 船員は、負傷又は疾病のために療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病

に係る療養期間中の休日（第35条の規定による振替実施後の休日を含む。以下この条において同じ。）、年次休暇又は特別休暇を使用した日（以下「除外日」という。）を除いて連続して90日を超えることはできない。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

(3) 第102条第2項の規定により措置を受けた場合

2 前項ただし書き、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上期間（当該期間における休日以外の日の日数が少ない場合として、連続する8日以上期間における休日以外の日（以下「要勤務日」という。）の日数が3日以下である場合にあっては、その日数を考慮して当該期間における要勤務日の日数が4日以上である期間）の特定病気休暇を使用した船員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた船員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、1回の勤務に割り振られた勤務時間（1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に独立行政法人海技教育機構育児休業、介護休業等に関する規程（平成23年規程第2号）に定める育児時間の承認を受けて勤務しない時間、生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間、第53条、第54条第2項又は第55条の規定により勤務しない時間、第47条第1項第8号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間及び介護休暇により勤務しない時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあっては、1回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第4項において「実勤務日数」という。）が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書きの規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書きの規定にかかわらず、当該負傷又

は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。

- 5 療養期間中の休日及びその他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書き及び第2項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
 - 6 理事長は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、療養予定期間の記載された医師の診断書の提出を求めるものとする。この場合において、診断書が提出されないとき、その他特に必要があると認めるときは、理事長が指定する医師の診断を求めることができる。
 - (1) 連続する8日以上期間（当該期間における要勤務日の日数が3日以下である場合にあっては、当該期間における要勤務日が4日以上である期間）の特定病気休暇
 - (2) 請求に係る特定病気休暇の期間の初日前1月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して5日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇
 - 7 医師の診断書に基づき療養期間を定めて病気休暇を承認されていた船員が、就業可能となった場合には、就業可能日を記載した医師の診断書を提出しなければならない。
 - 8 天候、海象その他やむを得ない事情により医療機関での受診が困難な場合には、独立行政法人海技教育機構安全衛生に関する担当者等の選任に関する細則（平成28年達第17号）第2条に規定する衛生担当者の証明をもって、医師の診断書に代えることができる。
 - 9 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、病気休暇の単位は、必要に応じて1日又は1時間を単位として取り扱う。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、1日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、1日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。
 - 10 1時間を単位とする病気休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

（病気休暇の手続）
- 第46条 船員は、病気休暇を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入又は勤怠管理システムへ入力し、理事長に請求しなければならない。ただし、急病等やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに請求しなければならない。
- （特別休暇）
- 第47条 船員は、次の各号に掲げる特別の事由により、勤務しないことが相当である場合には、それぞれに定める期間で特別休暇を受けることができる。
- (1) 船員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (2) 船員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (3) 船員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して

登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (4) 船員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 基準労働期間において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で行われる支援活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

- (5) 船員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までにおける連続する5日の範囲内の期間

- (6) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性予備船員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

- (7) 女性予備船員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性予備船員が就業を申し出た場合において、医師により支障がないと認められた作業又は業務に就く期間を除く。）

- (8) 生後1年に達しない子を育てる予備船員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性船員にあっては、それぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間）

- (9) 船員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、男性船員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 船員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までにおける2日の範囲内の期間

- (10) 船員の妻が出産する場合で、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から出産の日以後1年を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（船員の妻の子を含む。）を養育する船員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内

- (11) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「小学校第三学年修了前の子」という。）を養育する船員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、若しくは予防接種又は健康診断を受けさせるためにその子の世話を行うこと、若しくは感染症に伴う学級

閉鎖等のためにその子の世話を行うこと、若しくはその子の行事参加（入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典）をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 基準労働期間において5日（その養育する小学校第三学年修了前の子が二人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(12) 船員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他理事長が認めた者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）を介護又は世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 基準労働期間において5日（要介護者が二人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(13) 船員の親族（次の表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、船員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

親 族	日 数
配偶者	7 日
父母	
子	5 日
祖父母	3 日（船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
孫	1 日
兄弟姉妹	3 日
おじ又はおば	1 日（船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3 日（船員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）
子の配偶者又は配偶者の子	1 日（船員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（船員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

(14) 船員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間

(15) 地震、水害、火災その他の災害により船員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、船員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間

(16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著し

く困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(17) 地震、水害、火災その他の災害時において、船員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(18) 船員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 基準労働期間において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(19) その他理事長が特に必要と認めた場合 必要と認められる期間

2 特別休暇の期間は、必要に応じて1日又は1時間を単位として取り扱う。

3 1時間を単位とする特別休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。

（特別休暇の手続）

第48条 船員は、特別休暇（前条第1項第6号、第7号及び第11号の休暇を除く。）を受けようとする場合には、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入又は勤怠管理システムへ所定の事項を入力し、理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求しなければならない。

2 理事長は、前項の請求があった場合において、その事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

3 前条第1項第6号及び第11号の請求は、あらかじめ休暇簿に所定の事項を記入又は勤怠管理システムへ所定の事項を入力して理事長に対して行わなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求しなければならない。

4 前条第1項第7号に掲げる場合に該当することとなった女性予備船員は、その旨を速やかに理事長に届け出るものとする。

5 理事長は、特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

（育児休業及び介護休業等）

第49条 船員の育児休業及び介護休業等については、独立行政法人海技教育機構職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成28年規程第98号）で定める。

（船員の健康の保持増進のための総合的な健康診査）

第50条 理事長は、船員が請求した場合には、その者が総合的な健康診査で、理事長が計画し、実施するものを受けるため勤務しない事を承認することができる。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の勤務しないことの承認を受けようとする船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により勤務しないことを承認することができる時間は、原則として1日

の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(特定保健指導)

第50条の2 理事長は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある船員（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第4条第1項に定める者に該当する船員）が請求した場合には、その者が同法第二十四条の規定による特定保健指導を受けるため勤務しないことを承認することができる。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の勤務しないことの承認を受けようとする船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により勤務しないことの承認をされる時間は、1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(能率増進のための行事への参加)

第51条 理事長は、レクリエーションその他の能率増進のために行う行事に参加するため、船員が請求した場合には、基準労働期間につき16時間の範囲内に限り、勤務しないことを承認することができる。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の勤務しないことの承認を受けようとする船員は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ承認を受けられなかった場合は、事後速やかに当該事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

第5節 女性船員

(妊産婦である女性船員の勤務)

第52条 理事長は、妊娠中の女性を船内で使用してはならない。ただし、女性船員が妊娠中であることが航海中に判明した場合において、その者が当該船舶の航海の安全を図るために必要な作業に従事するときは、この限りでない。

2 理事長は、前項ただし書の規定に基づき、妊娠中の女性を船内で作業に従事させる場合において、その女性の請求があったときは、その者を軽易な作業に従事させなければならない。

3 理事長は、出産後8週間を経過しない女性を船内で使用してはならない。ただし、出産後6週間を経過した女性が船内で勤務することを請求した場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。

4 理事長は、妊娠中又は出産後1年以内の女性船員（以下「妊産婦である女性船員」という。）を船員法第88条に規定する命令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。

5 第31条及び第32条（第30条において準用する場合を含む。）の規定は、妊産婦

である女性船員については、これを適用しない。

- 6 理事長は、妊産婦である女性船員を第29条の規定による勤務時間を超えて勤務させ、又は休日に勤務させてはならない。ただし、出産後8週間を経過した妊産婦である女性船員がその勤務時間を超えて勤務すること又は休日に勤務することを請求した場合（妊産婦である女性船員（女性予備船員を除く。）にあっては、第31条に規定する場合に限る。）において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、この限りでない。
- 7 理事長は、妊産婦である女性船員を午後8時から翌日の午前5時までの間において勤務させてはならない。
- 8 前項の規定は、出産後8週間を経過した妊産婦である女性船員が同項に規定する時刻の間において勤務することを請求した場合において、その者の母性保護上支障がないと医師が認めたときは、これを適用しない。
- 9 第28条、第29条、第30条、休日及び前3項の規定は、理事長が妊産婦である女性船員（女性予備船員を除く。）を第32条の作業に従事させる場合には、これを適用しない。
- 10 第2項、第3項、第6項及び第8項の請求をしようとする女性船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに請求し、承認を受けなければならない。

（妊産婦である女性予備船員の保健指導及び健康診査）

第53条 理事長は、妊娠中又は出産後1年以内の女性予備船員（以下「妊産婦である女性予備船員」という。）が請求した場合には、その者が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことを承認しなければならない。

- 2 前項の勤務しないことの承認をされる時間は、次の各号に掲げるところにより、1回につき1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間とする。

- (1) 妊娠満23週までは、4週間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数）
- (2) 妊娠満24週から満35週までは、2週間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数）
- (3) 妊娠満36週から出産までは、1週間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数）
- (4) 出産後1年までは、その間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数）

- 3 第1項の勤務しないことの承認を受けようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

（妊産婦である女性予備船員の業務軽減等）

第54条 理事長は、妊産婦である女性予備船員が請求した場合には、その者の業務を軽

減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

- 2 理事長は、妊娠中の女性予備船員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該船員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間について、勤務しないことを承認することができる。
- 3 第1項の請求をしようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに請求し、承認を受けなければならない。
- 4 第2項の勤務しないことの承認を受けようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

(妊娠中の女性予備船員の通勤緩和)

第55条 理事長は、妊娠中の女性予備船員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、正規の勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間について、勤務しないことを承認しなければならない。

- 2 前項の勤務しないことの承認を受けようとする女性予備船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

(妊産婦である女性船員以外の女性船員の勤務)

第56条 理事長は、妊産婦である女性船員以外の女性船員を船員法第88条に規定する作業のうち命令で定める女性の妊娠又は出産に係る機能に有害なものに従事させてはならない。

(生理日における就業制限)

第57条 理事長は、生理日における就業が著しく困難な女性船員の請求があった場合には、その者を生理日において勤務させてはならない。

- 2 前項の請求をしようとする女性船員は、あらかじめ所定の様式により理事長に請求し、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求することができなかった場合は、事後速やかに、その事由を付して請求し、承認を受けなければならない。

第6節 定員

(定員)

第58条 練習船の定員については、別表第4のとおりとする。

第4章 人事

第1節 採用

(採用の基準)

第59条 船員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。ただし、任命権者の要請に基づく人事交流により国、他の独立行政法人及び地方公共団体等から採用された者若しくは試験採用によりがたい場合はこの限りではない。

2 その他船員の任免に関し必要な事項は、独立行政法人海技教育機構職員任免規程（平成28年規程第25号）で定める。

（任期付船員の採用）

第60条 理事長は、次の各号に掲げる業務に従事させる場合には、前条に定めるもののほか、選考により、3年を超えない範囲内で任期を定め、船員を採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する船員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる船員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 前二号に掲げる場合に準ずる場合として理事長が認める業務に従事させる場合

2 理事長は、前項の規定により採用された船員（以下「任期付船員」という。）の任期が3年に満たない場合にあっては、当該任期付船員の勤務成績その他の事情を考慮して理事長が特に必要と認めるときは、当該任期付船員の同意を得て、採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

3 理事長は、任期付船員の雇用契約を更新しない場合には、当該任期付船員の雇用契約期間が満了する日の30日前までにその旨を通知するものとする。

4 任期付船員の就業及び給与等に関しては、特段の定めがない限り、常勤船員の例による。

（雇入契約）

第61条 理事長は、乗組員の雇入に際し、船員法第32条に規定する内容を明示した雇入契約書を作成し、当該乗組員に対し交付及び説明をしなければならない。

2 雇入契約書の記載内容に変更があった場合、理事長は速やかに雇入契約書を更新し、当該乗組員に対し交付及び説明をしなければならない。

3 海賊行為により船上又は船外で拘束された場合、海賊から解放され適切に送還されるまで又は拘束中に死亡した日までの間、雇入契約は継続する。

（提出書類）

第62条 新たに船員として採用された者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 宣誓書

(2) 履歴書

(3) 卒業証明書

(4) 健康診断書（3月以内のもので、船員法施行規則第55条に規定する項目を含んでいるもの）

- (5) 住民票記載事項証明書
 - (6) 俸給決定上必要な書類（前歴証明書を含む。）
 - (7) 免許等資格に関する証明書
 - (8) 写真（３月以内のもの）
 - (9) その他人事管理上必要なものとして指示された事項に関する書類
- ２ 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、採用を取り消すことがある。

（試用期間）

- 第６３条 船員の採用については、採用の日から６箇月の試用期間を設けるものとする。
- ただし、理事長の要請に応じ、国、地方公共団体、他の独立行政法人及びその他その業務が機構の事務若しくは事案と密接な関連を有する法人等から引き続き機構の船員となった者については、この限りでない。
- ２ 船員は、前項の試用期間中においてふさわしくないと認められる場合は、第７５条の規定にかかわらず解雇されることがある。

第２節 異動

（配置換等）

- 第６４条 船員は、業務上の必要により、配置換又は担当する職務の変更その他人事上の異動（以下この条において「配置換等」という。）を命ぜられることがある。
- ２ 前項の配置換等を命ぜられた者は、正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。
- （出向）

- 第６５条 船員は、業務上の必要により出向を命ぜられることがある。

- ２ 船員の出向に関し必要な事項は、独立行政法人海技教育機構出向規程（平成２８年規程第２６号）で定める。

（赴任）

- 第６６条 赴任の命令を受けた船員は、指定された日に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めたときは、この限りではない。

第３節 昇任及び降任

（昇任）

- 第６７条 船員の昇任は、勤務成績及びその他の能力の評価に基づいて選考により理事長が行う。

（降任）

- 第６８条 理事長は、船員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任させることができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
 - (2) 心身故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) その他その職務に必要な適格性を欠く場合
- ２ 船員は、前項に定める事由による場合でなければ、その意に反して降任されることはない。

第4節 休職及び復職

(休職)

第69条 理事長は、船員（任期を定めて採用された船員及び試用期間中の船員を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該船員を休職にすることができる。

- (1) 業務上の事由または通勤途上の災害による負傷または疾病による勤務しない期間が1年を超える場合
- (2) 私傷病による勤務しない期間が継続して90日を超える場合
- (3) 前号による休職から復職後6月以内に、同一と認められる傷病又は同一の傷病に起因すると認められる傷病により再度休養を要する場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (6) 学校、研究所、病院その他理事長の指定する公共的施設において、その船員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事する場合又は理事長が指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合（第83条の規定による派遣を命ぜられた場合を除く。）
- (7) 労働組合の役員として専ら組合の業務に従事する場合であって、理事長から専従の許可を受けたとき。
- (8) 科学技術に関する共同研究及び受託研究に係る業務であって、その船員の職務に関連があると認められるものに、第6号に掲げる施設又は理事長が当該研究に関し認める施設において従事する場合
- (9) 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、機構の職務に従事することができない場合
- (10) 前各号に該当する場合のほか、特別な事情により理事長が休職を相当と認めた場合

2 任期を定めて採用された船員及び試用期間中の船員については、前項の規定を適用しない。

3 休職中の船員は、船員としての身分を保有するが、機構の職務に従事しない。

4 休職中の船員の休職期間中の給与に関し必要な事項は、給与規程の定めによる。

(休職の期間)

第70条 前条第1項第2号及び第3号の規定による休職の期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内において、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第4号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

3 前条第1項第5号の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合において

は、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

4 前条第1項第6号の規定による休職の期間は、必要に応じて3年を超えない範囲内において、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、当該休職の期間が引き続き3年に達する際、理事長が必要と認めるときは、2年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

5 前条第1項第7号の規定による休職の期間は、必要に応じて5年を超えない範囲内において、理事長が定める。

6 前条第1項第8号の規定による休職の期間は、5年を超えない範囲内において、理事長が定める。この休職の期間が5年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、当該休職の期間が引き続き5年に達する際、理事長がやむをえない理由があると認めるときは、これを更新することができる。

7 前条第1項第9号の規定による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、理事長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。ただし、当該休職の期間が引き続き3年に達する際、理事長が必要と認めるときは、2年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

8 船員の勤続年数の算定における休職期間の取り扱いは、個別に定めるものとする。
(休職の手続等)

第71条 理事長は、船員をその意に反して休職にさせるときは、休職事由を記載した説明書を当該職員に交付する。ただし、第69条第1項第1号から第3号に定める規定による休職（以下「病気休職」という。）については、当該説明書を交付しないことができる。

2 理事長は、職員を病気休職にする場合及び病気休職の期間の更新を行う場合は、原則として医師の診断結果に基づき行うものとする。この場合において、理事長は、当該職員に、指定する医師の診断を受けさせることができる。

(復職)

第72条 理事長は、休職期間中であっても、第69条第1項各号に掲げる休職の事由が消滅した場合においては、当該船員が退職し、懲戒解雇され、又は他の事由により休職にされない限り、当該船員を速やかに復職させるものとする。

第5節 解雇及び退職

(解雇の事由)

第73条 理事長は、船員が次の各号のいずれかに該当する場合は、船員を解雇することができる。

- (1) 勤務実績が著しく不良で、かつ、改善の見込みがない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 船員として必要な適格性を欠く場合

- (4) 組織の改廃又は業務の縮小その他やむを得ない業務上の都合による場合
- (5) 試用期間中の船員が第63条第2項に該当する場合
- (6) その他前各号に準ずる事由がある場合

(解雇制限)

第74条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。

ただし、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒しない場合又は天災事変その他やむを得ない事由（国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）のために事業の継続が不可能となった場合は、この限りでない。

- (1) 職務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性船員が船員法第87条第1項又は第2項の規定により作業に従事しない期間及びその後30日間

(解雇予告)

第75条 理事長は、船員を解雇しようとする場合は、次に掲げる場合を除き、少なくとも30日前に本人にその予告（以下「解雇予告」という。）をし、又は予告に代えて船員法第44条の3第1項に規定する解雇予告手当を支払わなければならない。

- (1) 天災事変その他やむを得ない事由（国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）のために事業の継続が不可能となった場合
- (2) 船員の責めに帰すべき事由（国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）に基づいて解雇する場合
- (3) 試用期間中の船員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）
- (4) 2ヶ月以内の期間を定めて雇用する船員（その期間を超えて引き続き雇用される者を除く。）

2 前項の解雇予告の日数は、船員法第44条の3第2項に規定する予告手当を支払った日数について短縮することができる。

(退職事由)

第76条 船員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とし、船員としての身分を失う。

- (1) 定年に達した場合
- (2) 本人から辞職の申し出があり、理事長から承認された場合
- (3) 第69条第1項(第1号を除く)に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅せず、復職できない場合
- (4) 死亡した場合

(定年)

第77条 船員の定年年齢は、満60才とする。

2 定年による退職日は、定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

3 理事長は、第1項の規定にかかわらず、必要と認める場合については、別に定める。

4 理事長は、当該年度内に定年となる船員に対し、毎年7月1日（日曜日の場合は7月2日、土曜日の場合は7月3日）に定年年齢、定年日及び定年退職日の通知をする。

(辞職の手続)

第78条 船員が辞職しようとするときは、辞職を予定する日の30日前までに書面をも

って理事長に申し出て、その承認を受けなければならない。

- 2 船員は、辞職を申し出た後においても、理事長の承認があるまでは、引き続き勤務しなければならない。

(定年退職者等の継続雇用)

第79条 第76条第1号の規定により退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち、勤続期間等を考慮してこれらに準ずる者の継続雇用については、独立行政法人海技教育機構継続雇用に関する規程（平成28年規程第27号）で定める。

(退職証明書)

第80条 理事長は、船員から、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第22条に定める退職証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれを交付するものとする。

第5章 出張・研修・派遣等

(出張)

第81条 理事長は、業務上必要がある場合は、船員に対し出張を命ずることができる。

(研修)

第82条 理事長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、船員に対し研修への参加を命ずることができる。

(派遣)

第83条 理事長は、国際協力等の目的で、船員に対し国際機関及び外国政府の機関等に派遣を命ずることができる。

第6章 給与

(給与)

第84条 船員の給与に関し必要な事項については、給与規程で定める。

第7章 退職手当

(退職手当)

第85条 船員の退職手当に関し必要な事項については、独立行政法人海技教育機構職員退職手当支給規程（平成28年規程第42号）で定める。

第8章 賞罰

第1節 表彰

(表彰)

第86条 船員の表彰に関し必要な事項については、独立行政法人海技教育機構表彰規程（平成18年規程第20号）で定める。

第2節 懲戒

(懲戒処分)

第87条 理事長は、船員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該船員に対し懲戒

処分をすることができる。

- (1) 法令等に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合
(懲戒処分の種類及び内容)

第 88 条 懲戒の種類及び内容は、次の各号の定めによる。

- (1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。国土交通大臣の認定を受けた場合、第 72 条に規定する解雇予告手当は支給しない。
- (2) 諭旨退職 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から 1 週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。
- (3) 出勤停止 90 日を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 減給 1 回の額が労基法第 12 条に規定する平均賃金の 1 日分の 2 分の 1 を限度として、また、総額が一給与支払期間の給与総額の 10 分の 1 以内の額を上限として給与から減ずるもの。
- (5) 戒告 その責任を確認し、将来を戒めるもの。
(懲戒手続)

第 89 条 懲戒手続に関し必要な事項は、独立行政法人海技教育機構懲戒規程（平成 28 年規程第 29 号。以下「懲戒規程」という。）で定める。

(懲戒の事由)

第 90 条 理事長は、船員が次の各号のいずれかに該当する場合は情状に応じ、戒告、減給、出勤停止とすることができる。

- (1) 正当な理由なく、しばしば遅刻、早退をした場合
- (2) 正当な理由なく、無断欠勤し、出勤の督促に応じなかった場合
- (3) 正当な理由なく、みだりに職場を離脱し、職務に支障を来した場合
- (4) 職務怠慢により、災害又は事故を引き起こし、機構に損害を与えた場合
- (5) 故意又は重大な過失により、機構の施設、備品及び機器等を破壊したり、帳票類又はデータ等の資料を紛失若しくは破壊した場合
- (6) 正当な理由無く業務命令に反し、業務に支障を来した場合
- (7) 機構の秘密を他に漏らし、機構に損害を与えた場合
- (8) 許可なく兼業を行い、職務に支障を来した場合
- (9) 素行不良で機構の風紀秩序を乱した場合
- (10) 機構の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (11) 重ねて訓告又は嚴重注意を受けたにも関わらず、なお改悛の情が明らかでない場合
- (12) この規則及び諸規則等によって遵守すべき事項に違反した場合
- (13) その他前各号に準ずる行為があった場合

2 船員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒解雇とすることができる。但し、平素の勤務態度その他情状によっては、出勤停止、諭旨退職とすることができる。

- (1) 正当な理由なく、長期にわたり無断欠勤した場合
- (2) 職務怠慢により、機構に災害又は事故を引き起こし、重大な損害を与えた場合
- (3) 機構の物品を許可なく他に流用し、又は機構の金品を着服した場合
- (4) 機構の秘密を他に漏らし、機構に重大な損害を与えた場合
- (5) 重大な経歴詐称をした場合
- (6) 他人の発明、著作及び論文等を剽窃した場合
- (7) 許可なく兼業を行い、職務に重大な支障を来した場合
- (8) 刑事事件に関与し、有罪判決を受けた場合
- (9) 重ねて戒告、減給、出勤停止の懲戒処分を受けたにもかかわらず、なお改悛の情が明らかでない場合
- (10) この規則及び諸規等によって遵守すべき事項に違反し、その程度が著しい場合
- (11) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があった場合
(訓告等)

第91条 理事長は、前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、文書又は口頭により、注意、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

- 2 訓告等に関し必要な事項は、独立行政法人海技教育機構職員の訓告等に関する達（平成22年達第4号）で定める。

（船長による上陸禁止又は戒告）

第92条 船長は、乗組員が第21条に規定する事項を守らないときは、第87条から前条までの規定にかかわらず、船員法第23条の規定により上陸禁止又は戒告の処分をすることができる。

- 2 上陸禁止の期間は、初日を含めて10日以内とし、その期間には、停泊日数のみを算入する。

- 3 上陸禁止又は戒告の処分は、船長が乗組員に文書を交付して行わなければならない。
(損害賠償)

第93条 船員が故意又は重大な過失により機構に損害を及ぼしたときは、第87条の規定により懲戒処分をするほか、当該船員に対して損害の賠償を求めるものとする。

第9章 勤務成績の評定

（勤務成績の評価）

第94条 船員の執務については、別に定めるところにより定期的に勤務成績の評価を行う。

- 2 勤務成績の評定に関し必要な事項は、独立行政法人海技教育機構人事評価規程（平成29年規程第9号）で定める。

第10章 被服

（被服）

第95条 理事長は、業務を遂行するために必要な被服を貸与する。

- 2 船員への被服貸与については、独立行政法人海技教育機構船員被服等の貸与細則（平

成 28 年達第 10 号) で定める。

第 11 章 安全衛生

(医師)

第 96 条 理事長は、練習船に医師を乗り組ませなければならない。ただし、国内各港間を航海するときは、この限りでない。

(船内の安全確保)

第 97 条 理事長は、船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号。以下「労安則」という。）の規定により、船内における災害の予防のための安全設備及び作業環境の整備を図らなければならない。

2 船長は、乗組員を危険な作業に従事させるときは、あらかじめ、必要な指示をして危険の防止に万全を期さなければならない。

3 乗組員は、職場の整理整頓に努めるとともに、常に労安則を守り、周到な注意及び最善の努力により災害の予防に努めなければならない。

(船内の健康保持)

第 98 条 理事長は、労安則の規定により、船内における衛生の保持及び乗組員の健康管理、傷病の発生の予防等を図らなければならない。

2 乗組員は、保健衛生に関する知識の向上を図り、健康の保持に努めるとともに、常に労安則を守り、船内の作業及び環境の衛生に関しては、積極的に協力し、奨励しなければならない。

第 99 条 削除

(船内の安全担当者等の選任)

第 100 条 理事長は、船内における災害の防止のため、乗組員が属する部ごとにそれぞれ安全担当者を、及び当該安全担当者の中から消火作業指揮者を選任するものとする。

2 理事長は、船医が練習船に乗り組んでいない場合には、船内衛生の保持のため、船内の衛生管理に関する知識を有する乗組員の中から衛生担当者を選任するものとする。

第 101 条 削除

(健康診断)

第 102 条 船員は、毎年定期又は臨時に実施する健康証明のための健康診断を受けなければならない。

2 理事長は、前項の健康診断の結果に基づいて、必要があると認められる場合には、勤務場所の変更、職務の転換その他船員の健康保持上適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、船員が第 50 条の健康診査を受ける場合において、第 1 項の健康診断の検査の項目について当該健康診査の結果を利用することができると認めるときは、その結果をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(健康証明書)

第 103 条 理事長は、船内勤務に適することを証明した健康証明書を持たない者を練習船に乗り組ませてはならない。

(就業制限)

第104条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する船員については、その就業を禁止しなければならない。

- (1) 船員法施行規則第2号表第1号に掲げる疾患にかかっている者
- (2) 船員法施行規則第2号表第3号に掲げる疾病（前号の疾病を除く。）であつて医師が就業不適と認める者
- (3) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれのある者
- (4) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病等が著しく悪化するおそれのあるものにかかった者
- (5) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 理事長は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聴かななければならない。

(伝染性の疾病の届出)

第105条 船員は、本人、本人の同居者又は近隣の者が病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかり、又はその疑いがある場合には、直ちにその旨を理事長に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 理事長は、前項の場合には、その船員に対し一定期間を限り療養又は就業禁止を命ずることができる。

第12章 宿舍

(宿舍)

第106条 船員の宿舍については、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）の定めによる。

第13章 共済組合

(共済組合)

第107条 船員の共済組合については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めによる。

第14章 災害補償

(災害補償)

第108条 船員が業務上の事由又は通勤途上の災害により負傷し、疾病にかかり、傷害を残し若しくは死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めによる。

第15章 倫理

(倫理)

第109条 船員の倫理については、独立行政法人海技教育機構役職員倫理規程（平成28年規程第70号）で定める。

第 16 章 旅費

(旅費)

第 110 条 船員の旅費については、独立行政法人海技教育機構旅費規程（平成 28 年規程第 43 号）及び独立行政法人海技教育機構船員等職務旅費支給規程（平成 28 年規程第 44 号）で定める。

2 船員法第 47 条に規定する送還については、独立行政法人海技教育機構船員往還費支給規程（平成 28 年規程第 45 号）で定める。

第 17 章 在宅勤務等

(在宅勤務等)

第 111 条 予備船員（陸上支援員に限る）の在宅勤務等については、この規則に定めるもののほか、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年海技教育機構規程第 6 号）

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年海技教育機構規程第 13 号）

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年海技教育機構規程第 9 号）

この規程は、平成 30 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（令和 2 年海技教育機構規程第 12 号）

この規程は、令和 2 年 10 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年海技教育機構規程第 21 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年海技教育機構規程第 10 号）

この規程は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3 年海技教育機構規程第 18 号）

この規程は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3 年海技教育機構規程第 23 号）

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年海技教育機構規程第 65 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年海技教育機構規程第 18 号）

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年海技教育機構規程第 26 号）

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年海技教育機構規程第 36 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年海技教育機構規程第 6 号）

この規程は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年海技教育機構規程第 5 8 号）

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年海技教育機構規程第 2 2 号）

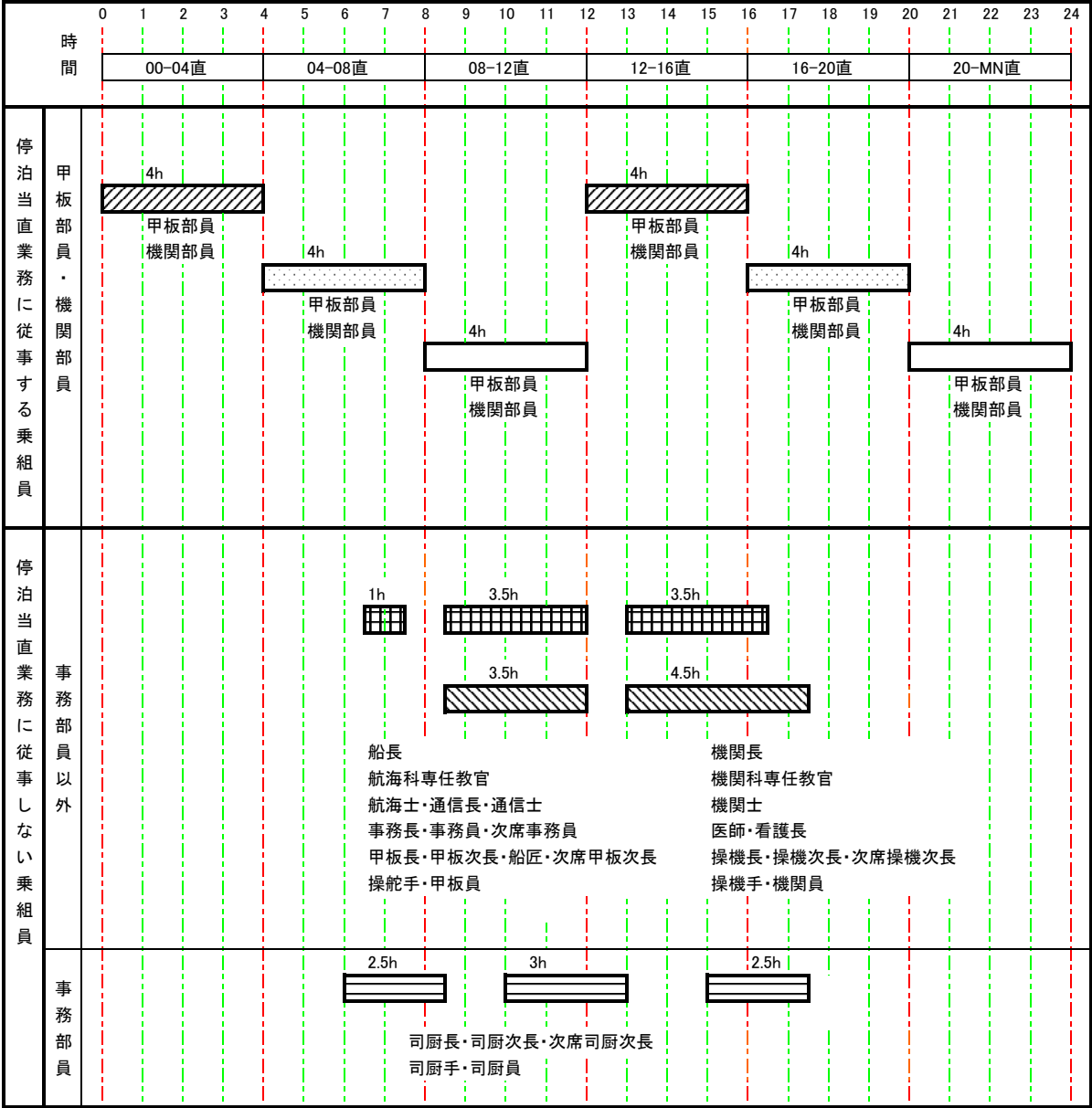
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第29条関係)

ア. 航海中

時間		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		00-04直				04-08直				08-12直				12-16直				16-20直				20-MN直				
航海 当 直 業 務 に 従 事 す る 乗 組 員	0 4 当 直	4h 二等航海士 次席三等航海士 操舵手 甲板員 二等機関士 次席三等機関士 操機手 機関員 二等通信士												4h 二等航海士 次席三等航海士 操舵手 甲板員 二等機関士 次席三等機関士 操機手 機関員 二等通信士												
	4 8 当 直					4h 一等航海士 三等航海士 操舵手 甲板員 一等機関士 三等機関士 操機手 機関員 通信長												4h 次席一等航海士 三等航海士 操舵手 甲板員 次席一等機関士 三等機関士 操機手 機関員 通信長								
	8 0 当 直									4h 次席二等航海士 操舵手 甲板員 次席二等機関士 操機手 機関員 三等通信士												4h 次席二等航海士 操舵手 甲板員 次席二等機関士 操機手 機関員 三等通信士				
	2 名 体 制	無線部2名体制の場合								4h 通信長				4h 二等通信士				4h 通信長				4h 二等通信士				
航海 当 直 業 務 に 従 事 し な い 乗 組 員	事務 部 員 以 外					1h 船長 航海科専任教官 (一等航海士・次席一等航海士) 特務航海士 特任航海士 特任通信士 甲板長・甲板次長・船匠・次席甲板次長 操舵手・甲板員 事務長・事務員・次席事務員				3.5h 機関長 機関科専任教官 (一等機関士・次席一等機関士) 特務機関士 特任機関士 操機長・操機次長・次席操機次長 操機手・機関員 医師・看護長				3.5h												
	事務 部 員	夜食 供食なし 夜食 供食あり				2.5h 司厨長・司厨次長・次席司厨次長 司厨手・司厨員				2.5h 2.5h				3h 3h				1.5h				1h				

イ. 停泊中



別表第2 削除

別表第3 (第29条関係)

予備船員(係 船員を除く。)	勤務時間	8時30分から17時30分まで
	休憩時間	12時00分から13時00分まで
係 船 員	勤務時間	別表第1イの部欄の区分に対応する事務・作業 等項に定める勤務時間の割振りを適用する。
	休憩時間	

別表第4（第58条関係）

ア 練習船

船舶の名称		日本丸	海王丸	大成丸	銀河丸	青雲丸
主機の出力(kW)		2,206	2,206	3,000	6,600	7,722
総トン数		2,570トン	2,556トン	3,990トン	6,185トン	5,890トン
航行区域		遠洋区域	遠洋区域	遠洋区域	遠洋区域	遠洋区域
1日の最長航行時間		16時間超	16時間超	16時間超	16時間超	16時間超
自動操舵装置の有無		無	無	有	有	有
警報装置の有無		無	有	有	有	有
職務		員数	員数	員数	員数	員数
船長		1名	1名	1名	1名	1名
航海科専任教官		1名	1名	1名	1名	1名
甲板部	一等航海士	1名	1名	1名	1名	1名
	次席一等航海士	1名	1名	1名	1名	1名
	二等航海士	3名	3名	2名	3名	3名
	三等航海士	2名	2名	3名	2名	2名
	甲板長	1名	1名	1名	1名	1名
	甲板次長 (船匠を含む)	4名	4名	4名	4名	4名
	操舵手	3名	3名	3名	4名	4名
甲板員		10名	10名	2名	3名	3名
機関長		1名	1名	1名	1名	1名
機関科専任教官		1名	1名	1名	1名	1名
機関部	一等機関士	1名	1名	1名	1名	1名
	次席一等機関士	1名	1名	1名	1名	1名
	二等機関士	2名	2名	2名	3名	3名
	三等機関士	2名	2名	3名	2名	2名
	操機長	1名	1名	1名	1名	1名
	操機次長	3名	3名	3名	3名	3名
	操機手	4名	4名	3名	4名	4名
機関員		3名	3名	3名	4名	4名
無線部	通信長	1名	1名	1名	1名	1名
	二等通信士	1名	1名	1名	1名	1名
	三等通信士	1名	1名	1名	1名	1名
事務部	事務長	1名	1名	1名	1名	1名
	事務員	1名	1名	1名	1名	1名
	司厨長	1名	1名	1名	1名	1名
	司厨次長	3名	3名	3名	3名	3名
	司厨手	4名	4名	3名	4名	4名
	司厨員	3名	3名	3名	3名	3名
医務部	船医	1名	1名	1名	1名	1名
	看護長	1名	1名	1名	1名	1名
合計		64名	64名	55名	60名	60名

(例外規定)

練習船が国内各港間を航海するときは、船医を乗り組ませないことができる。